平成２４年（フ）第３６９号
沖縄県那覇市牧志３丁目20番６―511号　グランドハイム牧志
債務者　新垣　良子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３８８号
沖縄県豊見城市字翁長813番地２
債務者　比嘉　愛美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４００号
沖縄県那覇市長田２丁目25番10号　丘ノ荘１－Ｂ
債務者　大城　　栄
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８７号
神奈川県三浦市向ケ崎町４番５号
債務者　甲斐　一美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１９７号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目16番18―202号
債務者　宮副　大輔
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２００号
神奈川県横須賀市森崎１丁目３番22号　サンハイツ101
債務者　小寺　一彦
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２１２号
神奈川県横須賀市吉井３丁目８番３号
債務者　浅野　由美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３７６号
沖縄県那覇市小禄２丁目８番地23　レオパレス小禄泉原當間202
債務者　木原　　修
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４５１号
栃木県宇都宮市江曽島町1412番地14、前住所栃木県宇都宮市川田町1261番地３
債務者　石井　浩子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４５９号
栃木県鹿沼市上日向739番地４
債務者　渡邉　由雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７１号
栃木県日光市足尾町松原12番７号
債務者　金子　俊昭
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７２号
栃木県宇都宮市今泉３丁目１番20号　田川ハイツⅠ103号室
債務者　阿久津之彦
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８５号
栃木県那須郡那珂川町芳井323番地１
債務者　佐藤　町子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８７号
栃木県宇都宮市吉野２丁目８番11号
債務者　早川　武司
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９２号
栃木県那須烏山市旭２丁目11番11号　水越アパート８号室
債務者　葛西　みき
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９４号
栃木県宇都宮市石井町3413番地３　コーポマスブチＦ102号、前住所栃木県大田原市加治屋95番地129　さくらハイツ大田原203号室
債務者　小畑亜紀子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９５号
栃木県宇都宮市上横田町849番地16
債務者　大和田順一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係